

(様式第1号)

泉丘中 第 14号  
令和8年4月20日

日立市教育委員会教育長 殿

日立市立泉丘中学校長 木村 剛 印

### 学校の部活動に係る活動方針

下記のとおり、令和8年度の部活動方針をお届けします。

#### 記

#### 1 部活動のねらい

- 異学年による集団活動の中で、具体的な目標に向かって努力することにより、協力し励まし合える人間関係を育成する。
- 学年や学級を離れて、同じ興味関心をもつ生徒が自発的・自主的に活動することにより、生徒の自主性・協調性・責任感を育成する。
- 部活動強調目標「あいさつ」「身だしなみ」「時間活用の工夫」をとおして生徒一人一人の健全育成を図る。

#### 2 活動時間

※週9時間（長期休業日も同様）を厳守 ※1週は、月曜日～日曜日とする。

※活動時間には、準備・片付け・移動時間は含まれない。

##### (1) 授業日

- 朝の活動は、原則なし。
- 放課後（完全下校時刻）
  - 4月～9月…18：00
  - 10月…17：30
  - 11月～1月…17：00
  - 2月～3月…17：30

##### (2) 休業日

- 体育館・室内
  - A練習 8：00～10：00
  - B練習 10：30～12：30
  - C練習 13：00～15：00
  - 午前練習 8：00～11：00
  - 午後練習 12：00～15：00

##### ○グラウンド

- 午前練習 8：00～11：00
- 午後練習 12：00～15：00

※室内外共に16：00完全下校とする。

(様式第1号)

### 3 休養日

#### (1) 授業日

- 毎週月曜日、木曜日を休養日とする。
- 月曜日が休日・休業日等の場合は火曜日とする。(必ず週2回は休養日を設ける)
- 定期テスト(5教科) 2日前および当日、定期テスト(全教科) 3日前および当日2日間は部活動休養日とする。
- 全職員出張・会議・訪問日の際は、原則として部活動休養日とする。

#### (2) 休日及び週休日

- 日立市により特別に認められている活動可能日のみ活動を行うことができる。
- 11月13日の県民の日は休養日とする。(学校閉庁日)

#### (3) 長期休業

- 長期休業中においては、平日2日、休日を休養日とし、詳細については保護者向けに家庭通信として知らせる。
- 学年末から学年始め準備期間のため部活動を実施しない。(7日間)
- 夏季休業期間 8月12日(水)～8月16日(日)
- 冬季休業期間 12月28日(月)～1月4日(月)

### 4 保護者懇談会

#### (1) 開催予定日

- |     |      |          |
|-----|------|----------|
| 第1回 | 令和8年 | 5月22日(金) |
| 第2回 | 令和8年 | 9月25日(金) |

### 5 各部年間活動計画(様式第2号 別途提出)

### 6 留意事項

- (1) 部活動において、上下関係の礼儀は大切だが、行き過ぎのないように観察・指導する。
- (2) 熱中症事故の防止のため、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。
- (3) 十分な準備とマニュアルの確認を行い、万が一事故のあった場合は、緊急体制に従う。
- (4) 本方針と異なる活動をする場合、管理職に相談をする。
- (5) 新入生の仮入部期間を設け、どの部も見学や参加ができるように配慮する。
- (6) 新入生については、仮入部の期間は早めに帰宅できるように配慮する。
- (7) 休日の練習の際には、校舎内外の戸締り等責任をもって行い、引き継ぐ際には確認を怠らないようにする。
- (8) 休日の完全下校時刻を16:00とし、生徒の下校時の安全確保と職員の勤務負担軽減に努める。
- (9) 保護者からお金を徴収する際には、その旨を保護者に知らせる文書を作成し、校長及び教頭に必ず報告する。
- (10) 部活動運営について不明な点は、部活動主任及び学校長等と相談し、保護者の理解・賛同を得て円滑な運営に努める。
- (11) 顧問は、出席簿を用いて生徒の部活動への参加状況を把握し、指導の手立てとする。
- (12) 学校単位で参加する大会・試合については、1部活動、1か月あたり1大会程度とする。